

当園では「福岡市立保育所での与薬についてのガイドライン」に準拠し、与薬による事故を防ぎ、児童の健康と安全を守るため、以下のとおり対応していきます。ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 原則として保育園ではくすりはお預かりできません。

保育士が保護者に代わってくすりをお子さんに与えることは原則として出来ないことになっております。医師会からも同様の通知が主治医に行われておりますので、保育園に通園していることをご相談の上、お昼間のくすりの服用に関して、主治医の指示に従ってください。

2. 主治医の指示等やむを得ず、保育中に服用が必要な場合は、保護者と園と十分協議し、担当者が保護者に代わってくすりを与える場合もあります。その場合は「与薬依頼票」（保護者記入）「投薬情報書」（医師記入）の提出が必要になります。その他以下の点、ご注意ください。

①「与薬依頼票」は保護者で必要事項をご記入いただき、くすりと「投薬情報書」（医師記入）を園の担当者に手渡しください。記入漏れなどある場合はくすりを与えられないことがあります。

②くすりは、診察した医師が処方したものに限りです。医師からの「投薬情報書」を添えて提出してください。投薬情報書の有効期限は7日以内です。処方内容の変更があれば、新規の「投薬情報書」が必要になります。

③お子様が今まで使用したことのないくすりは与えられません。園で預かる場合は、少なくとも1度は保護者が与えた薬に限ります。

④発熱時の解熱剤やけいれん止め、ぜんそく発作時の気管支拡張剤など、くすりを与える際に園の担当者の判断が必要なくすりは原則としてお預かりが出来ません。

やむを得ず与えなければならない病気をお持ちのお子さんを医師が判断する場合、前もって医師と保護者と園とで十分に協議し、緊密な連携の上で預かることが出来る場合があります。その場合は、前もってご相談ください。

⑤くすりの与薬は基本的に「食後」か「午後のおやつ後（15時ごろ）」になります。「食前」「食間」「時間指定」のくすりは与薬できません。特殊な時間での預かりに関しては、保護者・医師・園での事前の協議が必要となります。

⑥くすりは 1回ずつに分けて、当日分のみ、お子様の名前を書いて、園の担当者に保護者から手渡ししてください。手渡しいただいていないくすりは与薬できません。

⑦「投薬情報書」に対して病院から文書料を請求される場合があります。事故なく適切に与薬できるために、提出が義務付けられていますので、ご了承ください。

3. 以下のような場合は、園ではくすりをあたえられないことがあります。

(1) お子さんが服薬をいやがったり、吐いたりして飲ませられない時。

(2) 水薬の色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断される場合。

(3) その他、保育士・教諭の判断により不都合と判断された時。

